

「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（帳票WT）」

第4回議事概要

日時：令和3年1月28日（木）13：30～16：30

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

坂田 玲子	浜松市財務部 税務総務課 主任
廣田 美穂	神戸市行財政局 税務部 収納管理課 収納指導担当 係長
白石 佳代	前橋市財務部 収納課 主任
笹本 裕人	三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任
熊倉 禎己	三条市総務部 収納課 管理係 係長
近藤 圭三	飯田市総務部 納税課 収納係 主査
吉野 元久	富士市総務部 情報政策課 主幹
渡辺 亮吉	豊橋市財務部 納税課 主査
中山 尚	南国市税務課 係長
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
木内 一喜	地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

間宮 将大	総務省自治税務局 企画課 電子化推進室 課長補佐
金谷 浩光	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長
沼田 涼太	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官
村上 周優	総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

【議事次第】

1. 事務局からの挨拶
2. WT用比較表について、事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台（標準仕様書になる案）に記載のある帳票の要否、出力方式、専用紙の要否、EUC代替の可否について議論／帳票出力項目対比表について、事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台（標準仕様書になる案）に記載のある帳票の出力項目の要否について議論
3. 直近の作業のご依頼

【意見交換（概要）】

（WT用比較表）

■新規.差押調書（振替社債）について

- 頻度は多くないがシステム出力できると利便性が向上するため、最低でもオプションとしてほしい。現

在はシステム外で出力している。

- 使用した実績はない。
- 頻度は電話加入権の方が少ない。統計上必要なため必須としてほしい。
- 頻度の問題ではなく、必要な場合にシステム出力できるべきである。統計上も必要である。
→頻度に関わらずシステム出力できるべきとの意見が多数のため必須とする。

(出力項目対比表)

■2. 充当通知書明細（充当金額の明細）について

- 車両番号以外にも繰上差押を記載することもあるので、期別ごとの備考も必要。現在は手書きで対応している。
- 共有の宛名番号も記載している。
- 備考欄に軽自動車の場合は車両番号を記載し、複数車両がある場合に分かるようにしている。
→車両番号等の必要な情報を記載できるよう、項目名は「備考（期別ごとの備考）」のまま必須とする。

■4. 配当計算書（謄本）※滞納者用について

- 配当計算書は直接本人に送達するものではないか。
- レアケースだが、成年後見人や相続人に送付することはあり得る。
→送付先とは別に滞納者は必要であるため、必須として定義する。

■8. 差押書（不動産）※滞納者用について

- 処分理由以外にも備考は別途必要。
→本項目は残し、処分理由を別項目として追加する。

■9. 差押通知書（不動産）※権利者用について

- 他の差押関連帳票も同じと考えて問題ないか。
→差押関連帳票は同様の対応とする。

■18. 債権差押通知書（債権）※第三債務者用について

- 備考（期別ごとの備考）について、明細と項目が一致している必要があるため必須である。
→本帳票でも必須とする。

■175. 未納明細（優先的破産債権）について

- 2. 充当通知書明細（充当金額の明細）の検討と同様、以下の対応とする。
→車両番号は追加しない。
→備考（期別ごとの備考）を必須とする。

■264. 最高価申込者決定の取消通知書※滞納者用について

- 当市では、他の地方団体の手引きに記載があるため、教示文を載せている。処分性はないが、取消により不利益が生じると言えるので、「取消自体に不服がある場合は」と文言を記載している。

- 本市では決定の取消について審査請求された過去はないが、あり得るとして意見した。ただし、最高価申込決定の取消通知書に処分性がないため不要でも問題ない。
→教示文は不要とする。

■289. 徴収猶予の許可通知書について

- 本帳票は申請者でなく滞納者に通知されるため、申請者の項目をあえて記載する必要がない。
- 当市においても、なくとも問題ないを考える。
→申請者の項目は不要とする。

以上